

地域における日本語教育の現状

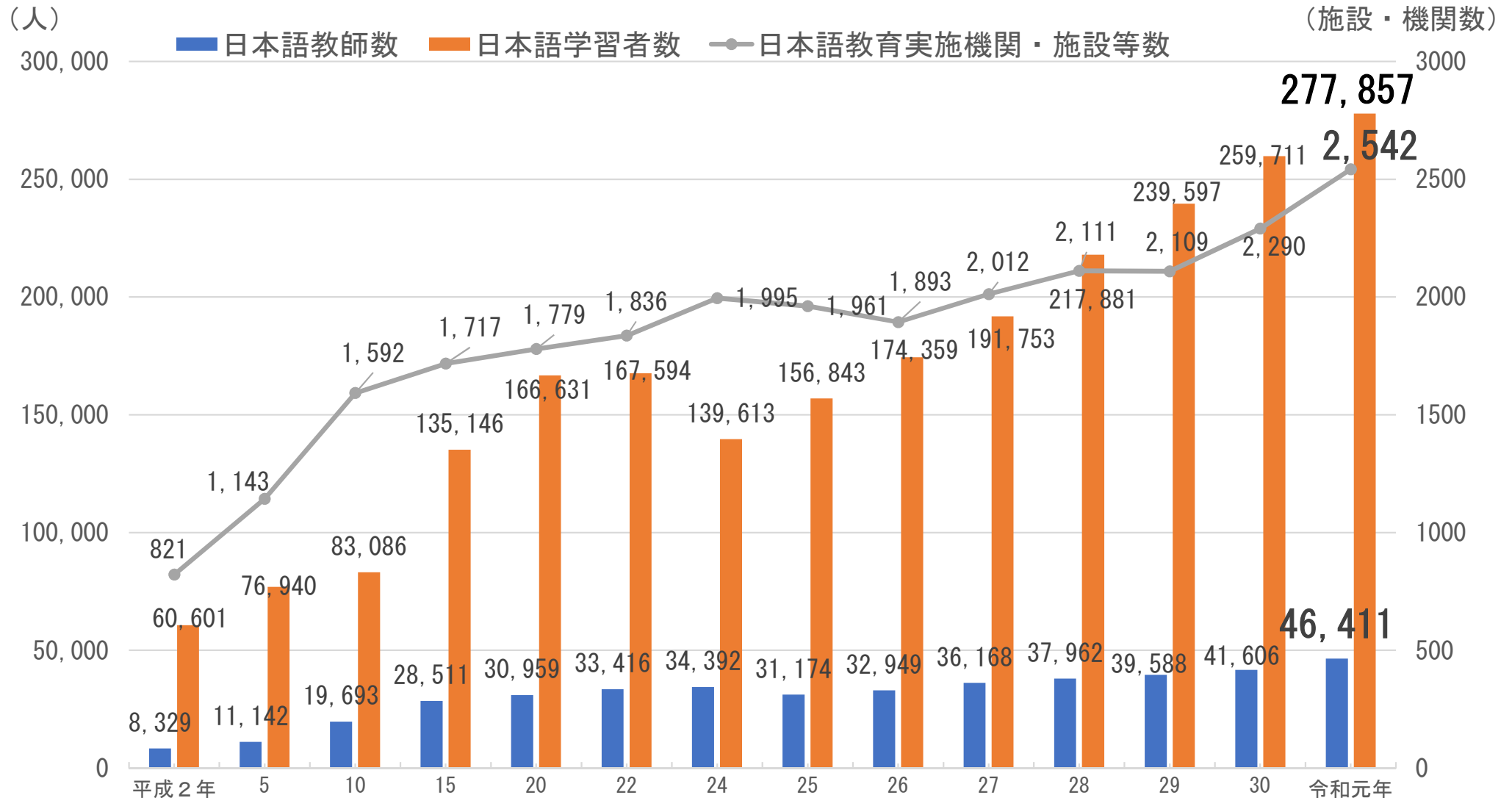


Japanese Language Education

文化庁国語課地域日本語教育推進室

国内の日本語学習者数等の推移

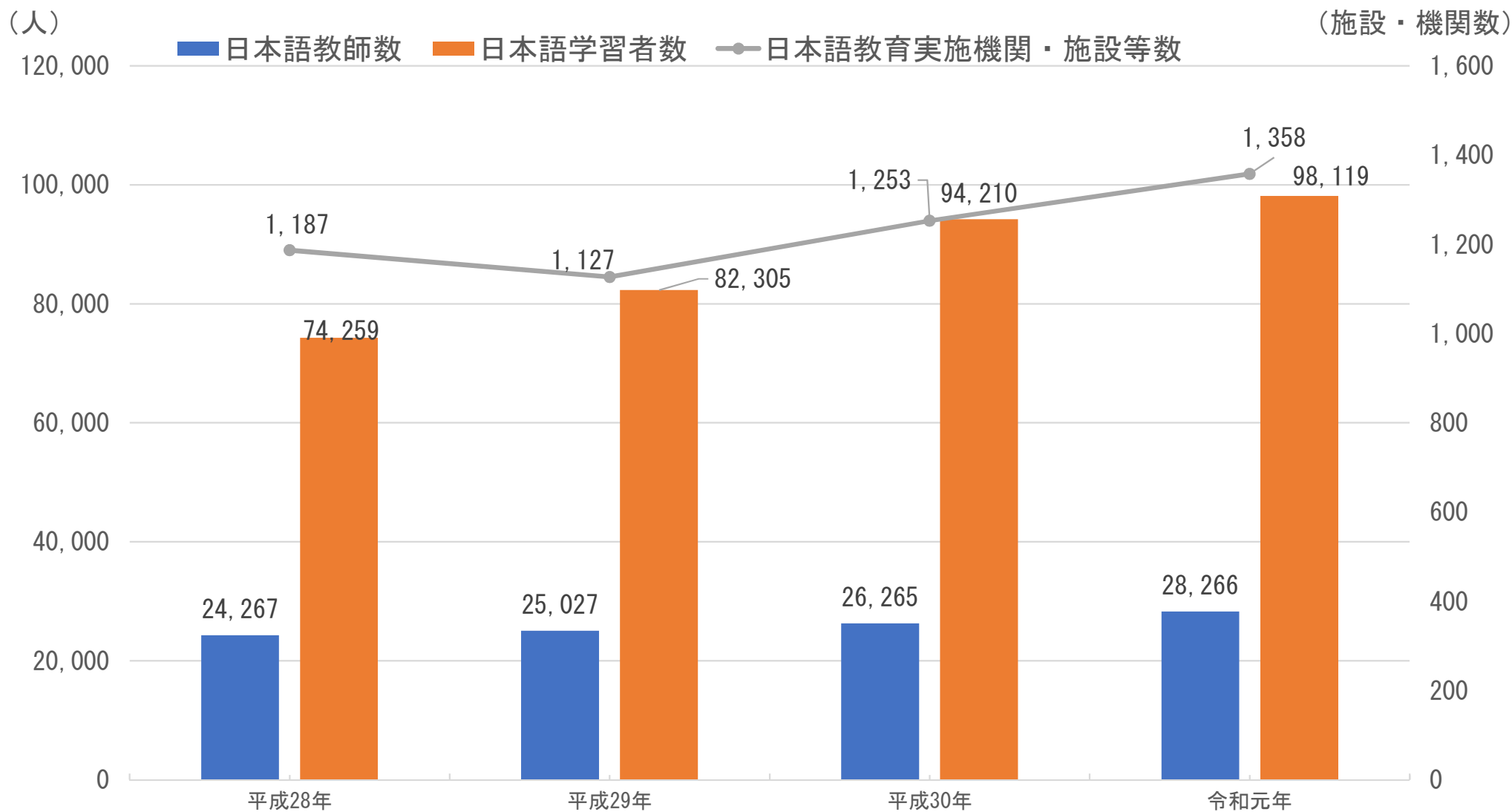
- 令和2年末現在の在留外国人数は約289万人(出入国在留管理庁調べ)。
- 国内の日本語学習者数は令和元年時点で約28万人となり、過去最高。長期的にも増加傾向にある。
- 新型コロナウイルス感染症に関する水際対策により一時的な減少は想定される一方で、長期的には更なる増加が想定される。



※ 出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」(各年11月1日現在)

国内の日本語学習者数等の推移（地域における日本語教育機関のみ）

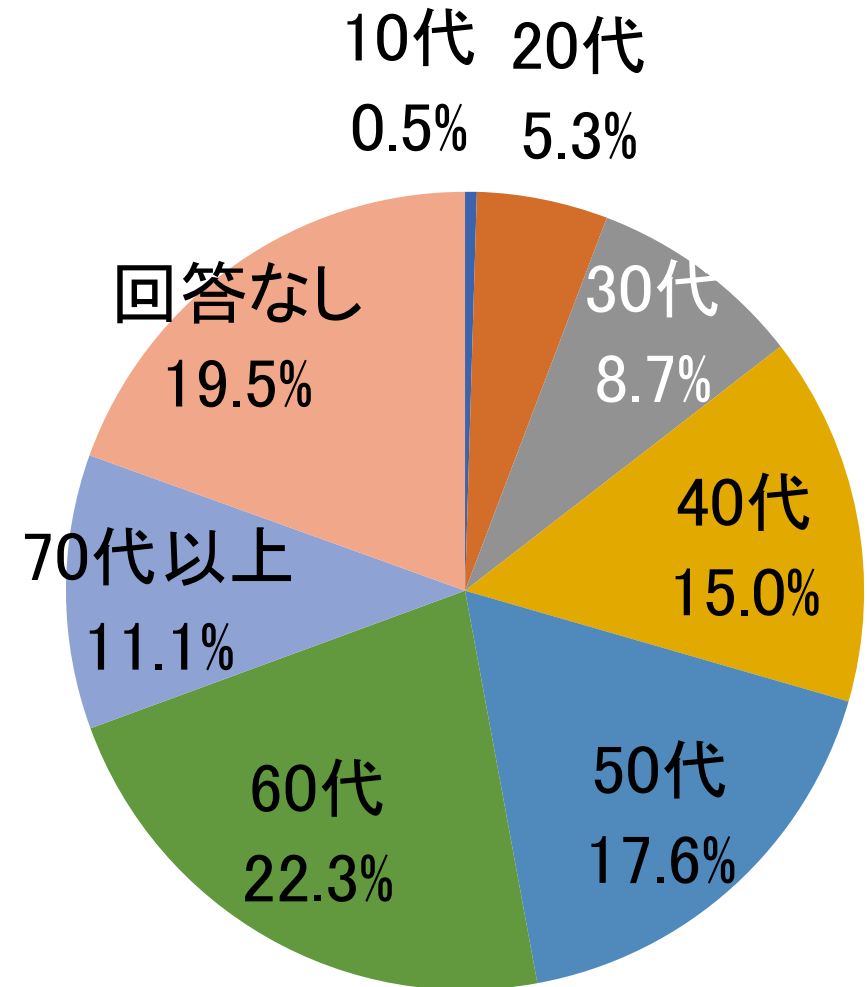
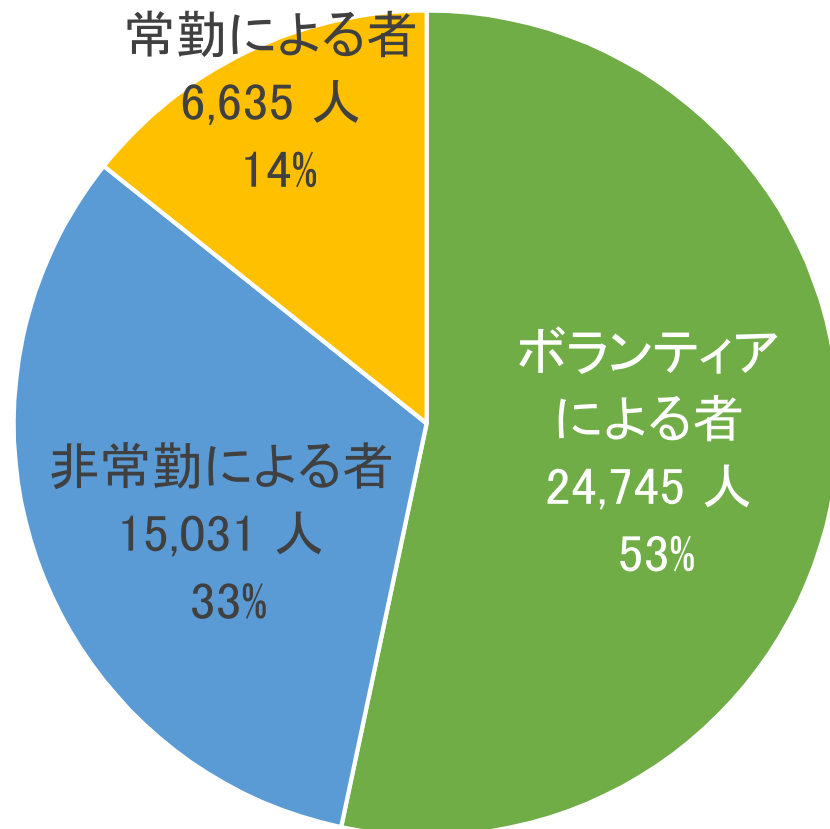
- 地域における日本語教育を行う機関数、日本語教師数、日本語学習者とも増加傾向にある。
- 特に、日本語教育を受ける学習者数のうち、35.5%(98,119人)を地域において日本語教育を受ける学習者が占める。



※ 出典：文化庁「国内の日本語教育の概要」（各年11月1日現在）

国内の日本語教師等の状況

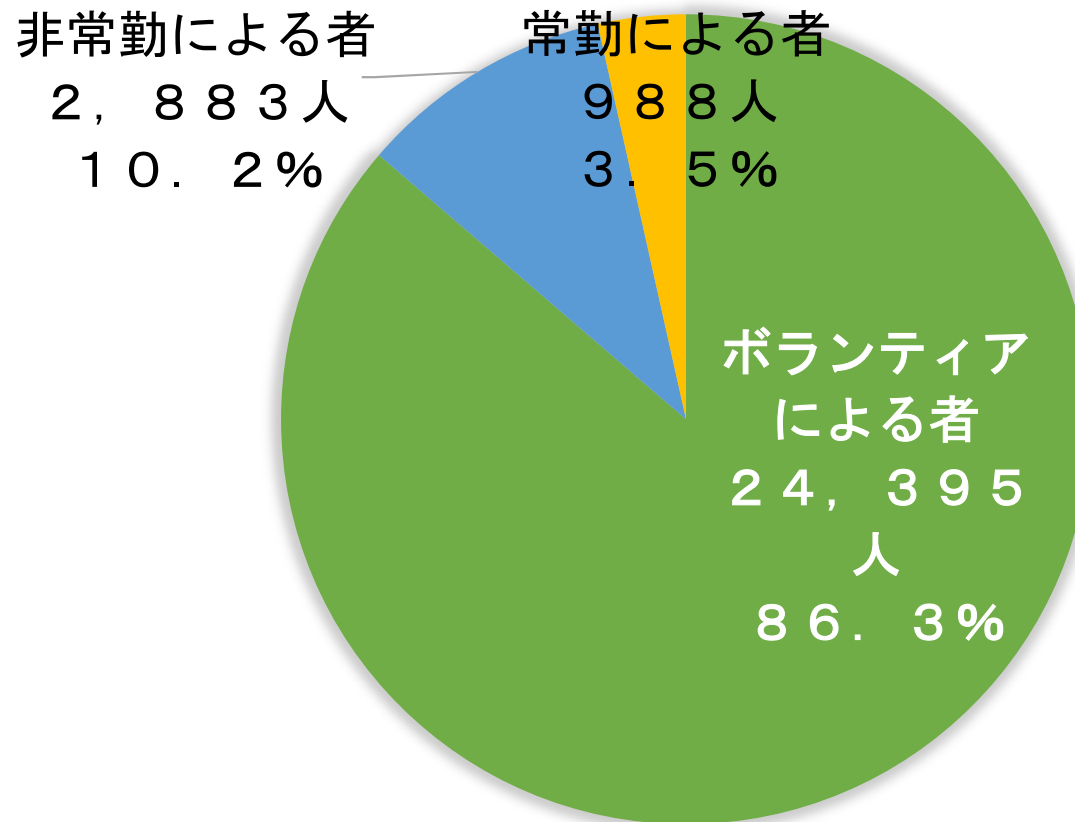
- 約5割をボランティアによる者が占め、非常勤による者が3割、常勤による者は1割強となっている
- 年齢の内訳では、50代以上が5割を占め、20代は5%である



※出典:文化庁「国内の日本語教育の概要」(令和元年11月1日現在)

地域における日本語教師等の状況

○約8割強をボランティアによる者が占め、非常勤による者が1割、常勤による者は1割未満となっている



※出典:文化庁「国内の日本語教育の概要」(令和元年11月1日現在)

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である



そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

この法律において「日本語教育」とは、外国人等が日本語を習得するために行われる教育その他の活動（外国人等に対して行われる日本語の普及を図るための活動を含む。）をいう。

基本理念（第三条関係）

- ①外国人等に対し、その希望、置かれている状況及び能力に応じた**日本語教育を受ける機会の最大限の確保**
- ②**日本語教育の水準の維持向上**
- ③外国人等に係る教育及び労働、出入国管理その他の**関連施策等との有機的な連携**
- ④国内における**日本語教育が地域の活力の向上に寄与するものであるとの認識**の下行われること
- ⑤海外における日本語教育を通じ、我が国に対する諸外国の理解と関心を深め、**諸外国との交流等を促進**
- ⑥**日本語を学習する意義についての外国人等の理解と関心**が深められるように配慮
- ⑦**幼児期及び学齢期にある外国人等の家庭における教育等において使用される言語の重要性**に配慮

国の責務等（第四条―第九条関係）

- | | | |
|--------|--------------|------------|
| ・国の責務 | ・地方公共団体の責務 | ・事業主の責務 |
| ・連携の強化 | ・法制上、財政上の措置等 | ・資料の作成及び公表 |

基本方針等（第十条・第十一条関係）

- ・文部科学大臣及び外務大臣は、**基本方針の案を作成**し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

目的（第一条関係）

（背景）日本語教育の推進は、

- ・我が国に居住する外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
- ・我が国に対する諸外国の理解と関心を深める上で重要である



そこで、定義以下について定めることにより、

（目的）多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与。

定義（第二条関係）

（地方自治体の責務）

地方公共団体は地域の状況に応じた日本語教育推進施策を策定・実施する。

（連携の強化）

国及び地方公共団体は、関係省庁相互間その他関係機関、日本語教育を行う機関、外国人等を雇用する事業主、外国人等の生活支援を行う団体等の関係者相互間の連携の強化その他必要な体制の整備に努める。

国の責務等

- ・国の責務
- ・連携の強化

地方公共団体の責務等

- ・地方公共団体の責務
- ・法制上、財政上の措置等

- ・事業主の責務
- ・資料の作成及び公表

基本方針等（第十条・第十一条関係）

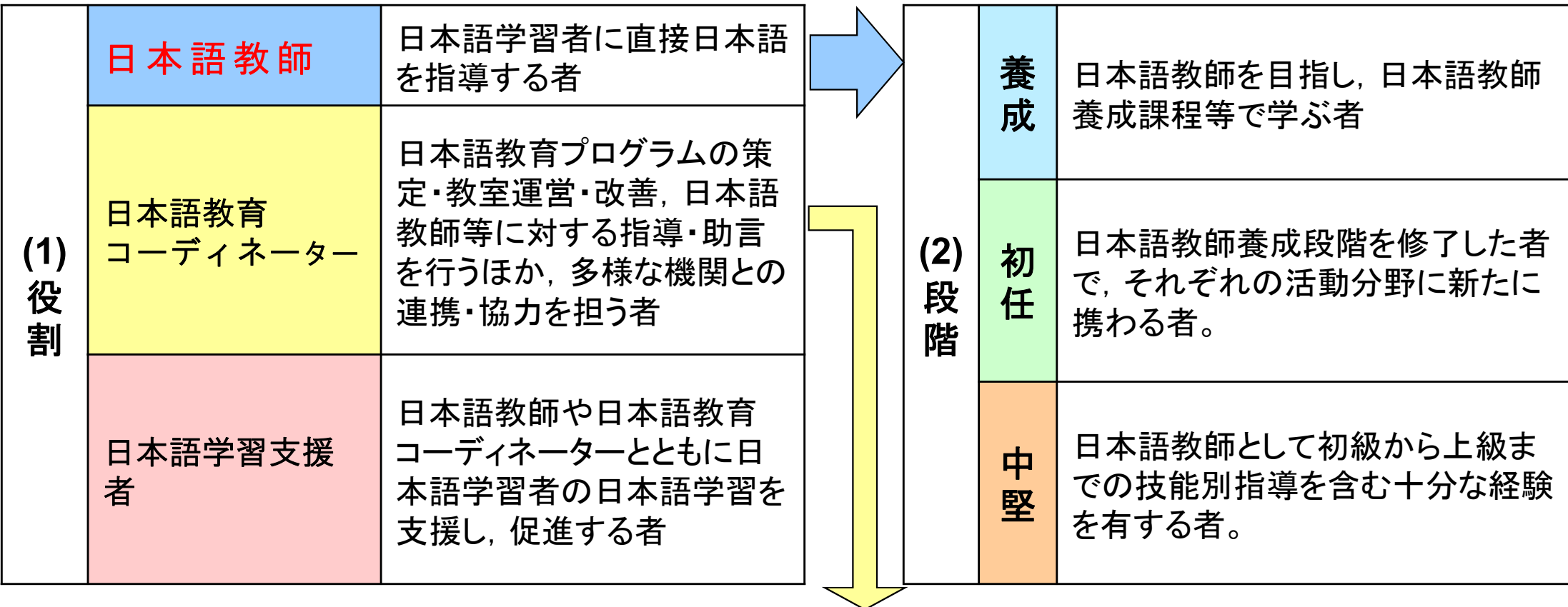
- ・文部科学大臣及び外務大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求める。
- ・地方公共団体は、基本方針を参酌し、地方公共団体の基本的な方針を定めるよう努める。

日本語教育人材の養成・研修の在り方について(報告)の概要

- **目的** : 日本語教育機関の教育水準の向上のため、専門性を有する日本語教育人材の養成・研修の在り方を示す。
- **審議経過** : 平成28年5月文化審議会国語分科会に日本語教育小委員会を設置し審議を開始。同委員会で13回の審議を行うとともに関係機関・団体へのヒアリングや国民への意見募集等を経て、平成30年に本報告、31年3月に改定版を取りまとめた。
- **ポイント** :
 - ① **基本的な資質・能力**として、日本語の理解運用能力や文化的多様性への理解、**専門家に求められる資質・能力**として、実践的なコミュニケーション能力、成長と発達に対する理解、常に学び続ける態度などを提示
 - ② 日本語教師の養成に係る教育内容として「**必須の教育内容**」(教授法, 日本語分析, 文法, 音韻音声, 文字表記等)を提示。併せて**教育実習**として必要な指導項目を提示
 - ③ 日本語教育人材の役割・段階・活動分野ごとに**求められる資質・能力, 教育内容, モデルカリキュラム**を提示



日本語教育人材の整理



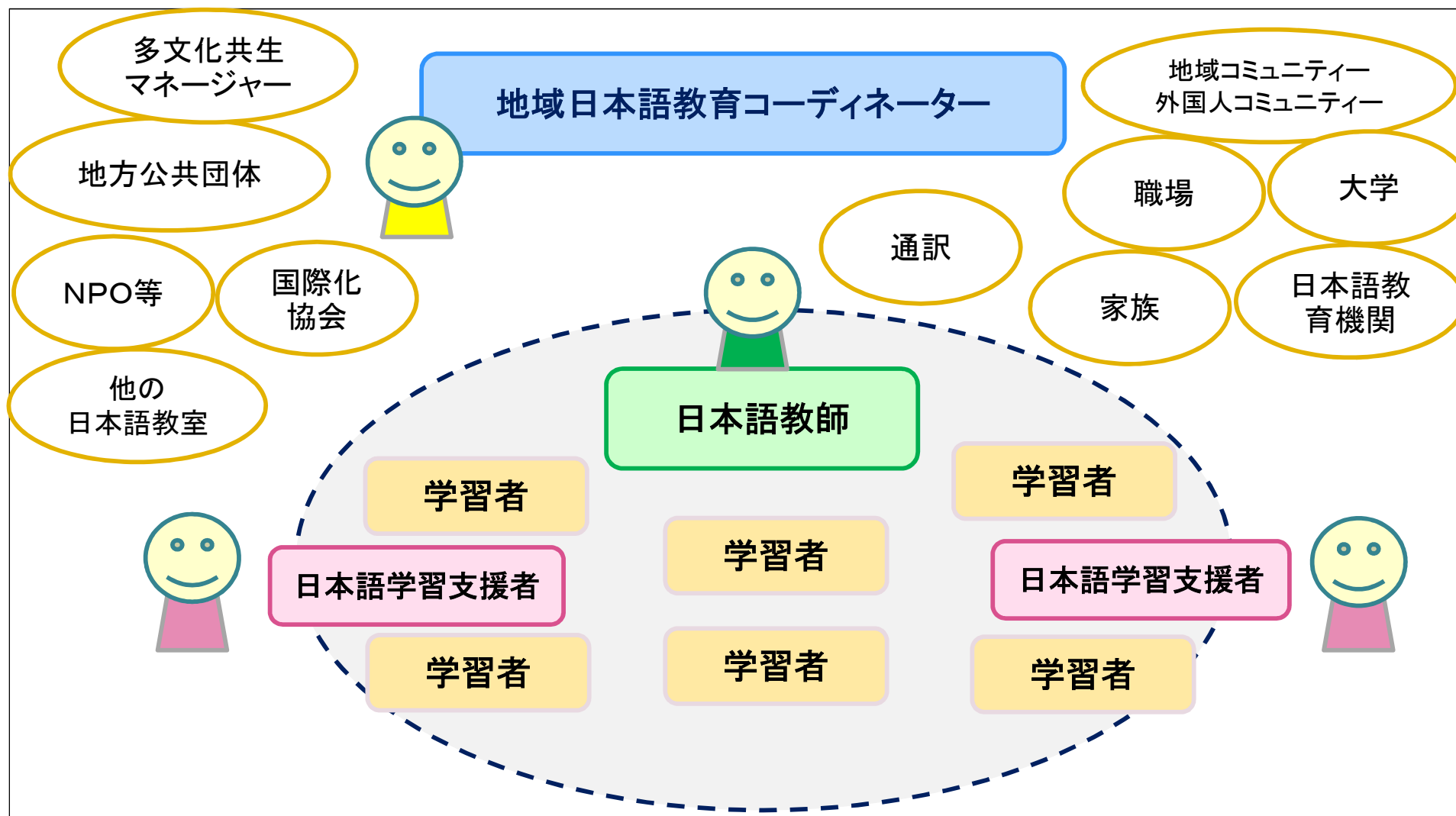
地域日本語教育コーディネーター	関係機関との連携の下、「生活者としての外国人」に対する教育プログラムの編成・実施に携わる者
主任教員	在留資格「留学」が取得できる法務省が告示した日本語教育機関で教育課程の編成や他の教員の指導を担う者

(3) 活動分野

- <国内> ●「生活者としての外国人」 ●留学生 ●日本語指導が必要な児童生徒等
 ●就労を希望する在留外国人 ●難民等
 <海外> ●海外における日本語教育

※初任時の活動分野別に研修プログラムを提示 8

「生活者としての外国人」に対する日本語教育人材の連携の一例



「生活者としての外国人」が日本語を使って相互理解を図り、社会の一員として地域で生活が送れるよう、地域日本語教室が運営されます。地域日本語教育コーディネーターは、地域の行政機関・NPO、コミュニティー等と連携して、各地域の特徴や学習者のニーズを把握して日本語教育プログラムを作ります。日本語教師は、日本語教育プログラムを踏まえ、学習者に応じて日本語教育を実践します。日本語学習支援者がいる場合は、学習者に寄り添いながら学習を支援します。

現 状

○在留外国人数 (令和2年6月現在)
平成2年約108万人→
令和2年約288万人

○日本語学習者数
平成2年約6万人→
令和元年約27万人

○日本語教室が開催されていない自治体に居
住している外国人数 約47万人 (令和元年現在)

○法務省告示日本語教育機関数
平成2年末384機関→令和元年度末792機関

データ

日本語教育の推進に関する法律 (令和元年6月公布・施行)

日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針 (令和2年6月閣議決定)

「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」 (令和2年7月外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議改訂)

- ①日本語教育環境を強化するため地方公共団体の総合的な体制づくりを着実に推進
- ②日本語教育の推進に関する法律に基づく地方公共団体の基本的な方針の作成の促進
- ③日本語教室未設置の地域における日本語教室開設に向けた支援の強化

- ①日本語教育の参照枠や日本語能力の判定基準の検討・策定
- ②日本語教師の養成・研修プログラムの充実・普及の推進
- ③新たな資格である公認日本語教師(仮称)制度の整備

(1) 日本語教育の全国展開・学習機会の確保

(2) 日本語教育の質の向上等

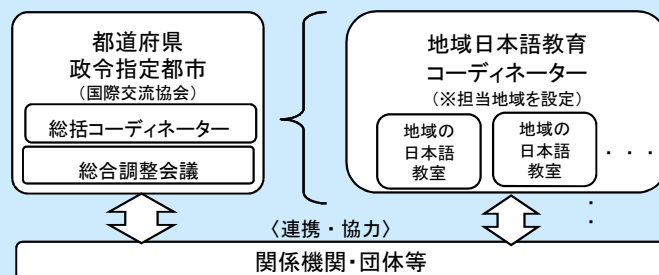
①外国人材の受入れ・共生のための地域日本語教育の推進

令和3年度予算額 500百万円 (前年度予算額 497百万円)

都道府県・政令指定都市が、関係機関等と有機的に連携しつつ行う、日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり、地域日本語教育の実施(市町村への支援を含む)を推進する。



(地域の日本語教室の例)



②日本語教室空白地域解消の推進強化

令和3年度予算額 152百万円
(前年度予算額 147百万円)

- 日本語教室空白地域となっている市町村に対してアドバイザーを派遣するとともに、日本語教室の開設・安定化に向けて支援する。
- インターネット等を活用した日本語学習教材 (ICT教材) の開発・提供する。

③日本語教育の先進的取組に対する支援等

令和3年度予算額 99百万円
(前年度予算額 90百万円)

- NPO法人や大学、公益法人等が行う、日本語教室の教育上の課題や、都道府県域を越えた広域的活動に伴う課題等を解決するための先進的取組への支援等を実施する。

①日本語教育の人材養成及び現職者研修カリキュラムの開発・活用

令和3年度予算額 200百万円 (前年度予算額 198百万円)

- 文化審議会国語分科会が示した教育内容、モデルカリキュラムに基づき、大学や日本語教育機関等を活用して、日本語教師養成、現職者研修のカリキュラムの開発・実施・普及を行う。
 - ・日本語教師養成カリキュラム
 - ・現職者研修カリキュラム
- 日本語教師(初任)・・・生活者としての外国人、留学生、児童生徒等、就労者、難民等
日本語教師(中堅)
日本語教育コーディネーター・・・地域日本語教育コーディネーター・主任教員
日本語学習支援者・・・いわゆるボランティア

②日本語教育に関する調査及び研究

令和3年度予算額 32百万円 (前年度予算額 17百万円)

外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策や日本語教育の推進に関する法律を踏まえ、日本語教育を推進するための課題に対応した調査研究を実施する。(日本語教育の参照枠、公認日本語教師(仮称)制度に関する調査研究等)

③日本語教育のための基盤的取組の充実

令和3年度予算額 7百万円 (前年度予算額 6百万円)

- 日本語教育に関するポータルサイト(NEWS)を運用する。
- 日本語教育に関する最新情報・先進事例等を共有する日本語教育大会等を開催する。

【目的】国の基本方針を踏まえて、地方公共団体が地域の実情に応じた日本語教育の推進を図るため、都道府県・政令指定都市が行う地域日本語教育の環境を強化するための総合的な体制づくり推進、地域日本語教育の実施に加えて、市町村の地域日本語教育の取組を新たに支援。

- 「日本語教育の推進に関する法律」に基づく「日本語教育の推進に関する施策を総合的かつ効果的に推進するための基本方針」(令和2年6月閣議決定)
- 「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」(令和2年7月改訂、外国人材の受入れ・共生のための関係閣僚会議)

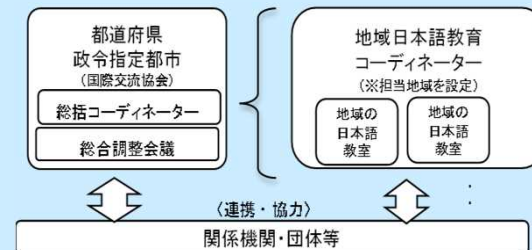
地域日本語教育の総合的な体制づくり推進【補助金1/2】

《令和2年度採択実績》 件数:37件

●都道府県・政令指定都市の総合的な体制づくりの支援

▼総合的な体制づくりの推進(補助金(1/2))

総括コーディネーター・地域日本語教育コーディネーターの配置
総合調整会議の設置等



▼先導的な日本語教育の実施(補助金(1/2))

日本語教師を活用して、関係機関(企業、大学、日本語学校、夜間中学等)と連携し、先導的に実施する持続可能な日本語教育等

補助金交付の概要

- 補助対象:都道府県・政令指定都市等 ※市町村へは県事業の中で間接補助
- 補助率:2分の1
- 前年度からの主な変更点
令和3年度はプログラムAをプログラムBに統合

●市町村の日本語教育の取組への支援

▼都道府県をはじめとする関係機関と連携した持続可能な日本語教育の取組に対し支援(補助(1/2))

日本語教育の実施、教師研修、教材作成、日本語教育の重要性の理解促進を図る住民向けセミナー等の広報活動等



令和3年度より、市町村が実施する日本語教育の取組に係る地方負担分について地方財政措置

●優良事例等の普及・連携強化【委託】

- ▼都道府県・政令指定都市日本語教育推進会議
- ▼都道府県・市区町村等日本語教育担当者研修
- ▼総括コーディネーターの協議会

法律・基本方針に
基づく事業展開

総合的な体制の整備

持続可能な
日本語教育の実施

優良事例等
の成果普及

令和3年度 地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業 採択団体マップ

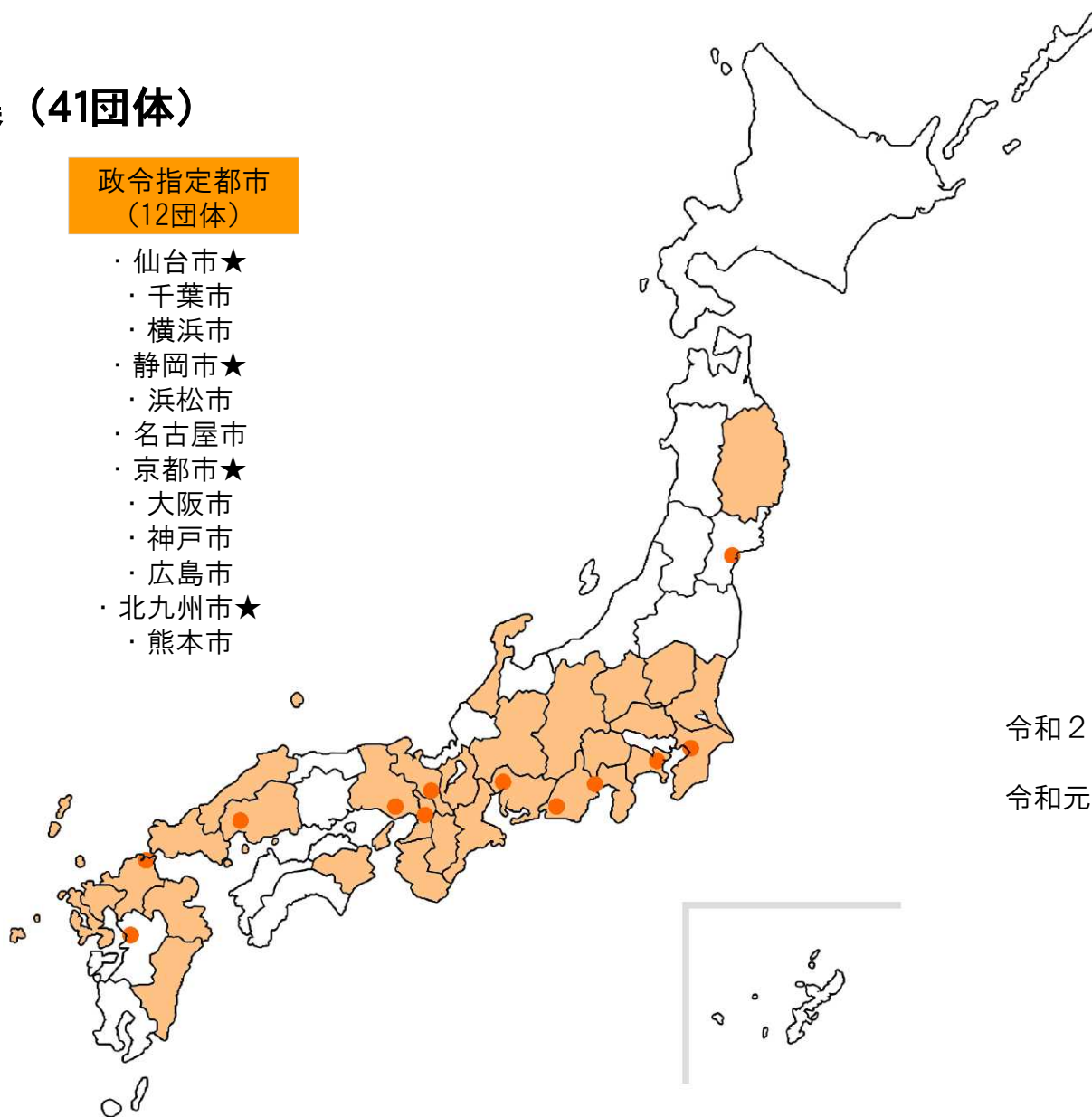
第1次募集 (41団体)

都道府県 (29団体)

- ・ 岩手県
- ・ 茨城県
- ・ 栃木県
- ・ 群馬県
- ・ 埼玉県
- ・ 千葉県
- ・ 神奈川県
- ・ 石川県
- ・ 山梨県
- ・ 長野県
- ・ 岐阜県
- ・ 静岡県
- ・ 愛知県
- ・ 三重県
- ・ 滋賀県
- ・ 京都府
- ・ 大阪府
- ・ 兵庫県★
- ・ 奈良県
- ・ 和歌山県
- ・ 島根県
- ・ 広島県
- ・ 山口県
- ・ 徳島県
- ・ 福岡県
- ・ 佐賀県
- ・ 長崎県
- ・ 大分県
- ・ 宮崎県

政令指定都市 (12団体)

- ・ 仙台市★
- ・ 千葉市
- ・ 横浜市
- ・ 静岡市★
- ・ 浜松市
- ・ 名古屋市
- ・ 京都市★
- ・ 大阪市
- ・ 神戸市
- ・ 広島市
- ・ 北九州市★
- ・ 熊本市



活用事例 愛知県

取組の基準となる計画等

- 愛知県 多文化共生社会に向けた地域における日本語教育推進のあり方について

実施体制

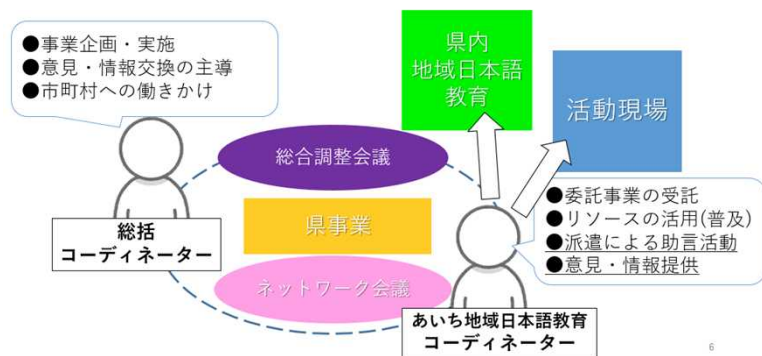
- あいち地域日本語教育推進センターの設置

- 総括コーディネーターの配置

- 地域日本語教育
コーディネーター配置・派遣



- あいち外国人の日本語教育推進会議
(総合調整会議)の開催



- 在留外国人数 276,282人(比率3.7%)

2020年6月末 県総人口に占める外国人県民数

- 製造業に従事する日系南米人や技能実習生が多く住む。

- 令和2年度より本事業を活用。

事業内容

- 地域日本語教育コーディネーター派遣事業
(日本語教室の設置・運営等に関して指導・助言等)

- 地域日本語教育ネットワーク会議
(市町村や市町国際交流協会等の情報交換)

- 地域における初期日本語教育モデル事業

- 初期日本語教育向け指導者養成講座等の
人材養成

- 外国人県民による多文化共生スピーチコンテスト

- 市町村等に対する間接補助事業(19か所)
(初期日本語教育等の横展開)



指導者養成講座の様子



スピーチコンテストの様子

事業実施体制

愛知県 多文化共生社会に向けた地域における日本語教育推進のあり方

あいち外国人の日本語教育推進会議

策定

地域日本語教育の総合的な推進計画

施策提案
助言等

あいち地域日本語教育推進センター

センター長：多文化共生推進室長

総括コーディネーター

相談・調整

地域日本語教育コーディネーター

愛知県地域日本語教育
推進補助金

多文化共生日本語
スピーチコンテスト

あいち地域日本語教育
コーディネーター派遣等事業

各種
調査等

補助

地域における
初期日本語教育

多文化子育てサロン
設置促進

プレスクール
普及説明会

地域日本語教育
研修会

(公財)愛知県
国際交流協会

日本語指導員
育成事業

子どもに対する
日本語学習支援者
スキルアップ研修事業

事業の実施

NPO法人等

支援

地域日本語教育
ネットワーク会議

補助金・調査

市町村・市町村国際交流協会

支援

地域の日本語教室・外国人県民

主な日本語教育の内容

■ 目的

入門・初級の外国人に対する日本語教育を普及するモデル事業として展開（H30一宮市、R1刈谷市、R2蒲郡市）

■ 体制・人員配置

日本語教師2名（主担当1、補助1）
日本語学習支援者約10名が連携し、日本語教室を1クラス運営



■ 教材

標準的なカリキュラム案を参考にオリジナル教材を開発「はじめての日本語教室」



■ 時間数

30時間（1回3時間×10回）を2期実施

■ 1クラスあたりの学習者定員

20名

■ 施設

公的な施設を借用し実施

■ 日本語教師の役割

総括コーディネーターが立案したカリキュラムに基づき活動計画を立案・指導実施・改善、日本語学習支援者への助言等を行う。

■ 取組の基準となる計画等

- 兵庫県地域日本語教育の総合的な体制づくり推進計画

■ 実施体制

- 総括コーディネーターの配置
- 地域日本語教育コーディネーターの配置
- 総合調整会議の開催

- 総括コーディネーター（2名）、地域日本語教育コーディネーター（4名）が連携し、日本語教室のヒアリング等を通じてニーズの把握や情報共有を行い、県内の日本語教育体制を整える。
- 地域日本語教育コーディネーターは、総括コーディネーターと連携して、モデル日本語講座の実施、地域調整会議を開催、域内の関係機関とのネットワークを形成する。



市職員による出前講座を組み込んだ教室活動



地域日本語教育コーディネーター研修

- 在留外国人数 114,927人（比率2.07%）
- 課題
潜在的な日本語学習希望者及び学習ニーズの把握。人材不足と人材を地域に根付かせる難しさ、市町の関与の促進、域内での情報共有・連携。
- 令和元年度より本事業を活用。

■ 事業内容

- 市町と連携した日本語教師による日本語教室の実施（モデル事業）

モデル事業実施地域では、地域調整会議の開催を通じて、他市町、商工会、既存の日本語教室等と連携・協力や地域内の普及を図る。

- 地域日本語教育コーディネーター育成研修、日本語教師対象／支援者対象研修の実施

- 地域日本語教育シンポジウムの開催

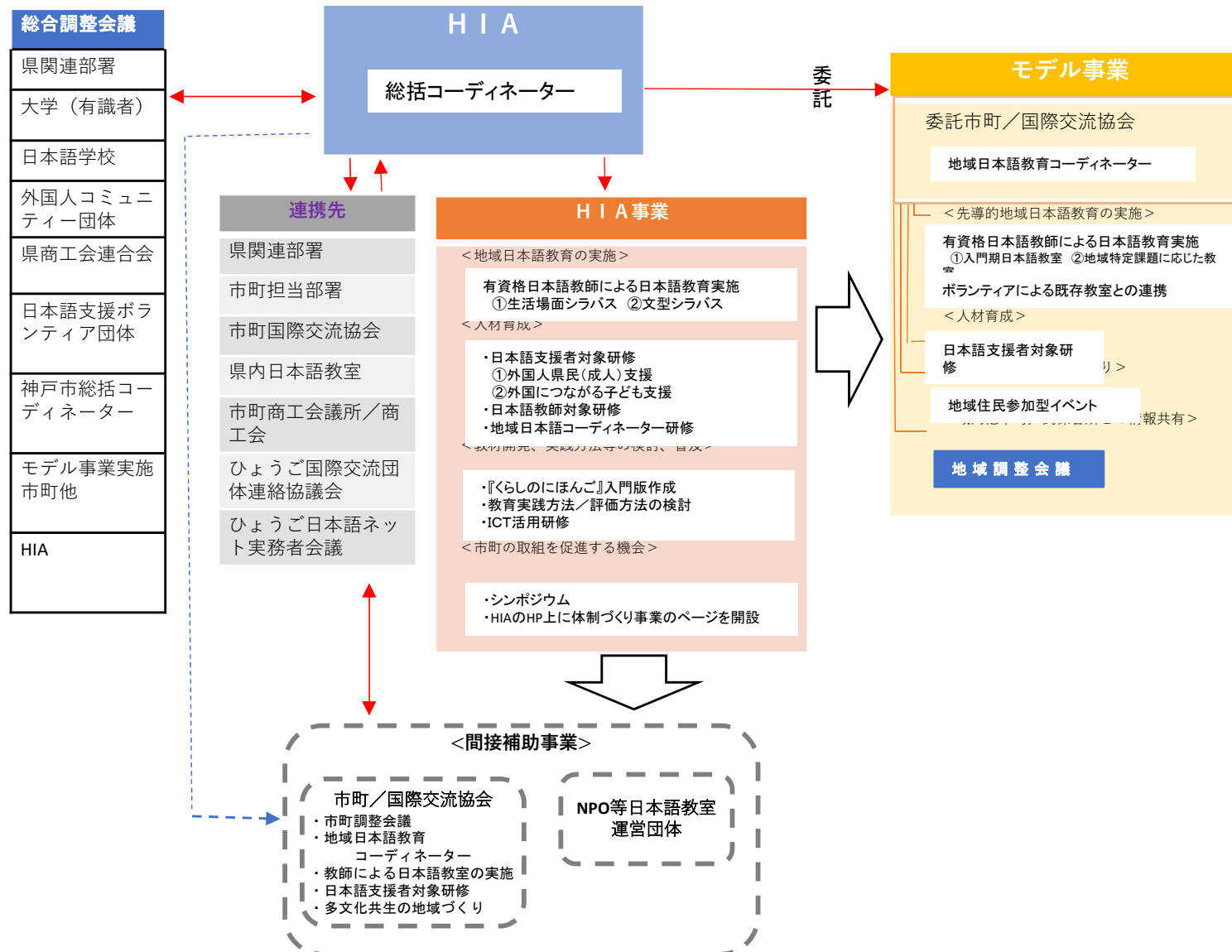
市町、市町国際交流協会を対象に、地域日本語教育の重要性の理解を促進するとともに、市町の参画を啓発して連携を図る。

- 住民参加型イベント・研修会の開催

外国人県民の社会参加促進と共に、地域住民の多文化共生への理解を深められる企画を地域の实情に合わせて実施。

- 市町、市町国際交流協会、NPO法人等に対する間接補助事業

事業実施体制



主な日本語教育の内容

■ 目的

入門・初級の外国人に対し、ニーズ別の日本語教育を提供

①外国人県民対象日本語講座(5クラス実施)

②すぐに役立つ日本語講座

兵庫県国際交流協会(HIA)実施分(2クラス実施)

モデル事業実施分(たつの市、豊岡市、高砂市)

■ 体制・人員配置

①外国人県民対象日本語講座

日本語教師1名と日本語学習支援者数名

②すぐに役立つ日本語講座

【HIA実施分】

日本語教師1名と日本語学習支援者数名

【モデル事業実施分】

日本語教師1名と

日本語学習支援者数名程度

※日本語教師は各講座10名程度で分担

■ 教材

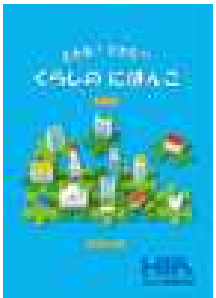
①外国人県民対象日本語講座

市販教材を活用

②すぐに役立つ日本語講座

「できる?できた!!くらしのにほんご」

※標準的なカリキュラム案を参考に独自開発



■ 時間数

①外国人県民対象日本語講座

32時間(1回2時間×16回) ※週2回×8週

②すぐに役立つ日本語講座

【兵庫県国際交流協会実施分】

54時間(1回3時間×18回) ※連続18日

【モデル事業実施分】

30時間(1回2時間×15回)

■ 1クラスあたりの定員

①15名×5クラス

②【HIA実施分】15名×2クラス

【モデル事業実施分】10名×1クラス

■ 日本語教師の役割

総括コーディネーターが学習者ニーズ等の情報を収集したうえで、日本語教師と各地域に適したカリキュラム等を決定し日本語教師が実施する。

活用事例 浜松市

取組の基準となる計画等

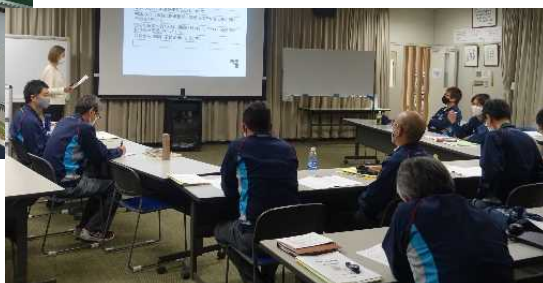
- 地域日本語教育推進方針

実施体制

- 外国人学習支援センターの設置
- 総括コーディネーターの配置
- 地域日本語教育コーディネーター配置・派遣
- 総合調整会議の開催



■ 日本語教室



■ 企業内やさしい日本語講習

- 在留外国人数 25,550人（比率3.2%）
2021年1月 浜松市総人口に占める外国人市民数
- 製造業に従事する日系南米人等が多く住む。技能実習生が近年増加。
- 令和元年度より本事業を活用。

事業内容

- 地域日本語教育コーディネーター派遣事業
（日本語教室の設置・運営等に関して指導・助言等）
- 地域日本語教育ネットワーク会議
（市や国際交流協会、NPO等支援団体の情報交換）
- 日本語教育人材に対する研修
（大学との協働による日本語学習支援者の養成）
- 地域日本語教育の実施（4か所）
（従前からの平日昼間コースに加え、学習者のニーズに応じて、週末コースや平日夜間コースを整備）
- 企業と連携した外国人支援者養成
（地元経済団体との連携により、複数の企業で日本人従業員を対象にやさしい日本語講習を開催。企業内における日本語支援の意識醸成をはかる。）

事業実施体制

<拠点施設>

浜松市外国人学習支援センター（2010年1月開設）

<推進指針>

浜松市多文化共生都市ビジョン

➡地域日本語教育推進方針（2020年2月策定）

<推進体制>

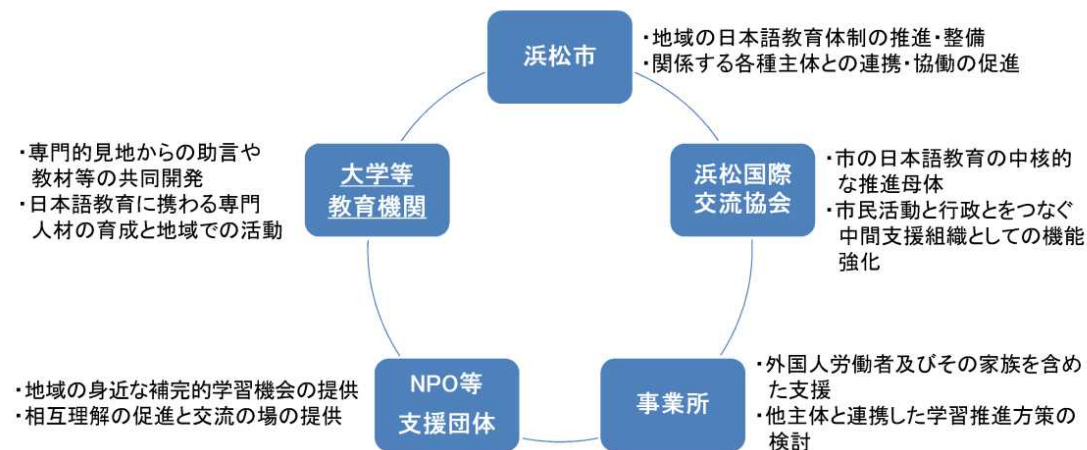
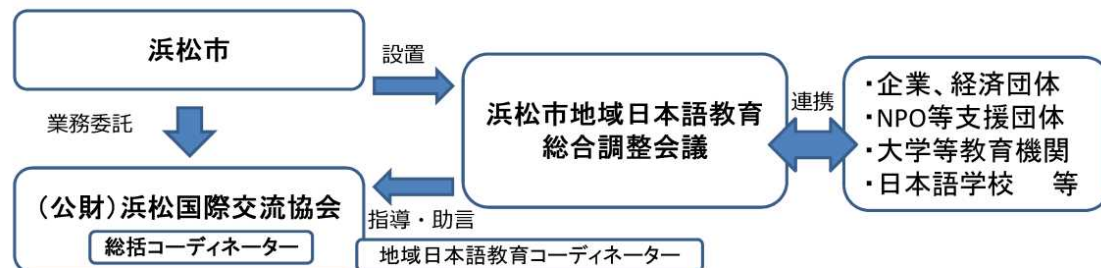
総括コーディネーター

浜松市地域日本語教育総合調整会議

（大学、日本語学校、経済団体、市教委、学識者 等）



 浜松市 外国人学習支援センター
Hamamatsu Foreign Resident Study Support Center



主な日本語教育の内容

■ 目的

入門レベルの外国人市民に初級終了までの学習機会を提供

①初級

入門から初級までの日本語能力を育成

②読み書き(ひらがな・カタカナ・漢字等)

日本語能力の基礎を育成し初級へとつなげる

③ひらがな・カタカナ

日本語学習の入口や学び直しのため

■ 体制・人員配置

①初級

日本語教師2名(主担当1、補助1)

②読み書き

7つのテーマに分かれ、日本語教師2名がそれぞれ一斉授業を担当するテーマと、日本語学習支援者10名がテーマ別にグループ指導を実施。

③ひらがな・カタカナ

NPO等と連携し、教室運営。テキストは共通。

■ 教材

①初級 市販教材を活用

②読み書き

独自開発教材と市販教材を活用

③ひらがな・カタカナ独自開発教材



■ 時間数(通常(コロナ前体制))

①初級 321時間(1回3時間×107回)

②読み書き 60時間(1回1.5時間×40回)

③ひらがな・カタカナ 12時間(1回1.5時間×8回)

■ 1クラスあたりの定員

①初級: 18~20名

②読み書き ③ひらがな・カタカナ: 20名

■ 施設

①初級②読み書き: 外国人学習支援センター

③ひらがな・カタカナ: 市内協働センター

■ 日本語教師の役割

地域日本語教育コーディネーターと相談し、活動計画を立案・指導実施・改善等を行う。